

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録申請手数料が 無料になりました

本年7月の国の制度改正により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録申請手続きが簡素化されました。これを踏まえ、セーフティネット住宅の更なる登録促進を図るため、このたび東京都都市整備局関係手数料条例を改正し、10月15日から、セーフティネット住宅の登録申請手数料を無料といたしました。

改正内容

登録申請手数料	800円 → 無料
---------	-----------

【セーフティネット住宅の登録制度について】

東京都では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、セーフティネット住宅の登録制度を実施しています。登録された物件の情報は、国の管理するホームページで公開されます。

※ 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々です。

詳しくは、東京都都市整備局ホームページ（「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」）をご覧ください。

東京都 住宅確保  検索

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html